

若者をサポート



登別市 奨学金返還を 支援します！

最大

24万円

×

最長

5年間

最大 支援します！
= 120

万円

※奨学金返済額の1/2又は2/3を支援し、年間支援上限額が24万円となります。

大学等を卒業後
登別市に住み、奨学
金を返済している若
者を支援します！

胆振地方

登別

胆振地方の地域以外で働いていた
方が、登別市に移住し、登別市内に
事業所がある企業等に就業した場
合も支援対象になり得ます！

登別市内の事業所で保育士等と
して就業した場合
補助率アップ

支援対象者など、詳しい内容は
裏面をチェック！！



支援対象者

※支援対象者として事前に認定を受ける必要があります。

※他にも要件がありますので、市ホームページをご覧ください。

①次のⅠ～Ⅳのいずれかに該当する必要があります。

- Ⅰ. 登別市に住民票を移す前の10年間のうち、通算5年以上、胆振地方の地域(※)以外に住民票があり、企業等に通算5年以上働き、転入後は登別市内に事業所がある企業等に就業していること
- Ⅱ. 登別市に住民票を移す前の10年間のうち、通算5年以上、胆振地方の地域以外に住民票があり、企業等に通算5年以上働き、転入後1年以内に、市内で起業していること
- Ⅲ. 登別市に住民票を移す前の10年間のうち、通算5年以上、胆振地方の地域以外に住民票があり、通算5年以上働き、転入の直前に勤務していた企業等からの命令ではなく、自分の意思で登別市に移住し、リモートワークにより企業等の業務を継続して行っていること
- Ⅳ. 支援金を受けようとする年の前年度に大学等を卒業し、登別市内に事業所がある企業等に就業していること

(※)胆振地方の地域は、「室蘭市・苫小牧市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・白老町・厚真町・安平町・むかわ町」となります。

②上記①のほか、次のすべてに該当する必要があります。

- ・認定を受ける前年度の1月1日以降に登別市に転入し、支援金を受けている期間も継続して市内に住民票があること
- ・認定を受ける年度の4月1日時点で年齢が40歳未満であること
- ・対象奨学金の返済をしている又はこれから返済する予定であること
- ・対象奨学金の返済に対して、他の支援等を受けていないこと 等

対象奨学金

日本学生支援機構「第一種学資貸与金」及び「第二種学資貸与金」

支援額

奨学金支援額は、次のいずれかの額となります。

- ①登別市内の企業等に保育士等として就業した場合 奨学金返済額の2/3の額
- ②上記①以外の場合 奨学金返済額の1/2の額

※①、②のいずれも年間支援上限額は24万円となります。

申請・問い合わせ先

登別市役所

総務部企画調整グループ

TEL: 0143-85-1122

MAIL: kikaku@city.noboribetsu.lg.jp

申請方法等の詳細は

市公式ウェブサイトをご覧ください

